

2007年 月 日

国立大学法人大阪外国語大学学長
是永 駿 様

労働基準法では
就業規則による不利益変更は認められていません。

とりわけ

1. 現在事務補佐員に付与されている有給による病休7日間の取得が廃止されること。
2. 休憩時間50分が45分に短縮されること。
3. 教員の65歳定年年齢が「当分の間65歳」に変更されること。

については十分な説明を尽くしておらず、不利益変更の要件である「高度の必要性と合理性」を欠くものです。

したがって、私(署名)は、
大阪大学との統合に伴う就業規則による不利益変更を認めません。

2007年9月 日